

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(処理を委託する場合における確認等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、産業廃棄物処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うために必要な施設を有することについて、当該委託をしようとする事業者が、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。

一 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況

二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

2 条例第七条第二項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物処理業者が、当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行っていることについて、当該委託の期間が一年以上（その期間の更新により一年以上となる場合を含む。）にわたる場合に、当該委託をした事業者が、一年に一回以上、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。

一 当該委託に係る運搬又は処分が行われている施設の状況

二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

3 前二項の確認は、これらの項に規定する産業廃棄物処理業者（第二号ハにおいて「受託者」という。）が中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は優良産業廃棄物処理業者（令第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者をいう。）である場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一 前二項に規定する事業者（次号及び次項において「委託者」という。）自らが実地に調査する方法

二 委託者が次に掲げる者に実地に調査をさせ、その者から当該調査の結果についての報告を受ける方法

イ 委託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二項に規定する財務諸表提出会社である場合における同令第八条第八項に規定する関係会社

ロ 委託者が直接又は間接の構成員となっている同業者団体（委託者と同種の事業又は業務に従事する事業者を構成員とする法人をいう。）

ハ 産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技能を有すると認められる者として知事が定めるもの（受託者を除く。）

4 委託者は、次に掲げる事項を記録した書類を、その事務所に備え置き、これを当該記録をした日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

一 第一項又は第二項の確認をした第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

二 第一項又は第二項の確認を前項第一号に掲げる方法により行った場合にあっては、実地に調査をした年月日及び実地に調査をした者の氏名

三 第一項又は第二項の確認を前項第二号に掲げる方法により行った場合にあっては、委託者が実地に調査をさせた者の名称又は氏名及び報告を受けた年月日

(県外産業廃棄物の搬入の届出)

第四条 条例第八条第一項の規定による届出は、毎年度、当該年度の最初の搬入をしようとする日の三十日前までに、県外産業廃棄物搬入届出書（様式第一）によりしなければならない。

2 条例第八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 当該県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地

二 当該県外産業廃棄物を県内に搬入する期間

三 当該県外産業廃棄物を排出する施設の排出工程

四 当該県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名又は名称（その者が産業廃棄物処理業者である場合にあっては、その者の氏名又は名称及び当該許可に係る許可番号。次号において同じ。）

- 五 当該県外産業廃棄物の処分を行う者の氏名又は名称
- 六 当該県外産業廃棄物の処分方法及び当該処分を行う施設の所在地
- 3 条例第八条第一項の規定による届出に係る県外産業廃棄物が法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物であるときは、第一項の県外産業廃棄物搬入届出書には、当該県外産業廃棄物の性状を分析した結果を記載した書面を添付しなければならない。
- （条例第八条第二項の規則で定める軽微な変更）
- 第五条 条例第八条第二項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 当該県外産業廃棄物の搬入の届出に係る県外産業廃棄物の種類の変更であって、その数が減少するもの
- 二 当該県外産業廃棄物の搬入の届出に係る県外産業廃棄物の種類ごとの数量の変更であって、変更後の数量が変更前の数量の二倍を超えないもの
- 三 前条第二項第二号に掲げる事項の変更
- （県外産業廃棄物の種類等の変更の届出）
- 第六条 条例第八条第二項の規定による届出は、変更しようとする日の十五日前までに、県外産業廃棄物搬入変更届出書（様式第二）によりしなければならない。
- （公表の方法）
- 第七条 条例第七条第四項（条例第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。
- 第八条 削除
- （説明会の開催等）
- 第九条 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により説明会を開催しようとする者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。
- 2 説明会を開催しようとする者は、説明会を開催する旨並びにその説明会の開催を予定する日時及び場所を記載した文書を配布すること等により、説明会の開催を関係地域の住民に周知させなければならない。
- 3 説明会を開催する者は、説明会において、法第八条第一項等の許可に係る施設の設置等に関する計画及び当該施設を設置すること等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果の概要その他知事が必要と認める事項を記載した書類を配布しなければならない。
- （関係地域）
- 第十条 条例第九条第一項の規則で定める地域は、法第八条第一項等の許可に係る施設の種類ごとに知事が別に定める基準により当該施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。
- （説明会の開催の届出等）
- 第十一条 条例第九条第二項の規定による届出は、説明会（説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに説明会を開催する場合にあっては、それらの区域において最初に開催する説明会）の開催の日の十四日前までに、説明会開催届出書（様式第四）によりしなければならない。
- 2 条例第九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 関係地域の範囲
- 二 説明会の開催を関係地域の住民に周知させるためにとる措置
- 3 第一項の説明会開催届出書には、第九条第三項に規定する書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、第一項の説明会開催届出書が提出された場合において、関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）の意見を聴いて必要があると認めるときは、当該説明会開催届出書を提出した者に対し、当該届出に係る事項及び前項の規定により提出された書類を変更すべきことを指示することができる。
- （説明会の開催状況の報告等）
- 第十二条 説明会を開催した者は、速やかに、説明会の開催の状況を説明会開催状況報告書（様式第五）により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の説明会開催状況報告書が提出された場合において、関係市町村長の意見を聴いて当該施設の設置等に係る計画の内容の周知が十分でないと認めるときは、当該説明会開催状況報告書を提出した者に対し、再度説明会を開催すべきことを指示することができる。

（記録の閲覧）

第十三条 条例第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日

ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及びハ並びに第四号ロからホまでに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

- 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

- 三 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

（記録する事項）

第十四条 条例第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 小規模産業廃棄物焼却施設（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第二十条第一項第十号ト、リ、ヲ及びツの規定による測定に関する次に掲げる事項

（1） 当該測定を行った位置

（2） 当該測定の結果の得られた年月日

（3） 当該測定の結果

ハ 第二十条第一項第十号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日

- 二 第二十条第一項第十号カの規定による測定に関する次に掲げる事項

（1） 当該測定に係る排ガスを採取した位置

（2） 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

（3） 当該測定の結果の得られた年月日

（4） 当該測定の結果

- 二 ガス化改質方式の小規模産業廃棄物焼却施設（次号に掲げるものを除く。）

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第二十条第一項第十一号ニ及びヘの規定による測定に関する次に掲げる事項

（1） 当該測定を行った位置

（2） 当該測定の結果の得られた年月日

（3） 当該測定の結果

ハ 第二十条第一項第十一号トの規定によるばいじんの除去を行った年月日

- 二 第二十条第一項第十一号リの規定による測定に関する次に掲げる事項

（1） 当該測定に係るガスを採取した位置

（2） 当該測定に係るガスを採取した年月日

（3） 当該測定の結果の得られた年月日

（4） 当該測定の結果

- 三 小規模産業廃棄物焼却施設（一時間当たりの処理能力が百五十キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が一・五平方メートル未満のものに限る。）

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第二十条第二項第一号の規定による測定に関する次に掲げる事項

（1） 当該測定を行った位置

（2） 当該測定の結果の得られた年月日

（3） 当該測定の結果

ハ 第二十条第二項第二号の規定による測定に関する次に掲げる事項

（1） 当該測定に係る排ガスを採取した位置

- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

四 産業廃棄物処理業者がその事業の用に供する施設（前三号に掲げるものを除く。）

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十六条の規定により記録すべき事項（同条に規定するばい煙排出者に限る。）

ハ 大気汚染防止法第十八条の十二の規定により記録すべき事項（同条に規定する特定粉じん排出者に限る。）

ニ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定により記録すべき事項（同項に規定する排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。）

ホ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成十五年愛知県条例第七号）第二十三条第一項の規定により記録すべき事項（同項に規定するばい煙排出者又は排水を排出する者に限る。）

（小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出）

第十五条 条例第十二条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設設置（使用）届出書（様式第六）によりしなければならない。

2 条例第十二条の規則で定める者は、一時間当たりの処理能力が百五十キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が一・五平方メートル未満の焼却施設を設置する者とする。

3 条例第十二条第八号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 小規模産業廃棄物焼却施設の位置

二 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

三 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

四 焼却灰及びばいじんの処分方法

五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

六 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

4 第一項の小規模産業廃棄物焼却施設設置（使用）届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二項に規定する者にあつては、この限りでない。

一 小規模産業廃棄物焼却施設の構造を明らかにする設計計算書

二 小規模産業廃棄物焼却施設の処理工程図

三 小規模産業廃棄物焼却施設の付近の見取図

（経過措置に伴う届出）

第十六条 条例第十三条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設設置（使用）届出書（様式第六）によりしなければならない。この場合において、当該届出に係る前条第三項の規定の適用については、同項第五号中「着工予定年月日及び使用開始予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

2 前条第四項の規定は、条例第十三条の規定による届出について準用する。

（構造等の変更の届出）

第十七条 条例第十四条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設構造等変更届出書（様式第七）によりしなければならない。

2 前項の小規模産業廃棄物焼却施設構造等変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 小規模産業廃棄物焼却施設の構造を変更する場合は、変更後の構造を明らかにする設計計算書

二 小規模産業廃棄物焼却施設の処理工程を変更する場合は、変更後の処理工程図

第十八条 削除

（構造に関する基準）

第十九条 条例第十五条及び第十九条に規定する小規模産業廃棄物焼却施設の構造に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

- 二 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 三 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 四 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 五 ガス化改質方式以外のものにあつては、次の要件を備えていること。
 - イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、ガス化燃焼方式のものその他構造上やむを得ないと認められるものにあつては、この限りでない。
 - ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - (1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
 - (2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。
 - (3) 外気と遮断されたものであること。
 - (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
 - ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。
 - (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
 - (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
 - (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にするすることができるものであること。
 - (ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
 - (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
 - (イ) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。
 - (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
 - (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。
- ヌ 廃油を焼却するものにあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、

廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

六 ガス化改質方式のものにあっては、前号及びりの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

イ 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

(1) ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(2) 外気と遮断されたものであること。

ロ 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。

(1) 産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(2) 外気と遮断されたものであること。

(3) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

ハ 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

ホ 除去設備に流入する改質ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ヘ 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去装置が設けられていること。

七 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

八 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

2 条例第十九条の規則で定める重量は、火格子面積又は火床面積が一・五平方メートル未満の小規模産業廃棄物焼却施設について百五十キログラムとし、同条の規則で定める面積は、一時間当たりの処理能力が百五十キログラム未満の小規模産業廃棄物焼却施設について一・五平方メートルとする。

（維持管理の方法に関する基準）

第二十条 条例第十五条及び第二十条第一項に規定する小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理の方法に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

十 ガス化改質方式以外のものにあっては、次のとおりとする。

イ ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。

ロ 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただ

し、ガス化燃焼方式のものその他構造上やむを得ないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。

ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。

ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。

ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。

ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。

ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が一立方メートルにつき五ナノグラム（平成十二年一月十五日前に設置され、又は設置の工事に着手していた施設にあつては、十ナノグラム）以下となるように産業廃棄物を焼却すること。

カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度並びに硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るばい煙量又はばい煙濃度を毎年一回以上測定し、かつ、記録すること。

ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、前条第一項第五号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。

ソ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

ラ 廃油を焼却するものにあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、前条第一項第五号ヌの規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

十一 ガス化改質方式のものにあつては、前号レからナまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

イ 投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。

ロ ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。

ハ 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

ニ 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

ヘ 除去設備に流入する改質ガスの温度（ホのただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却さ

れた改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ト 冷却設備及び除去設備に堆積したばいじんを除去すること。

チ 除去設備の出口における改質ガス中の知事の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートルにつき〇・一ナノグラム以下となるように産業廃棄物のガス化及び産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質を行うこと。

リ 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を毎年一回以上測定し、かつ、記録すること。

2 一時間当たりの処理能力が百五十キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が一・五平方メートル未満の小規模産業廃棄物焼却施設に係る条例第二十条第一項に規定する維持管理の方法に関する技術上の基準は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第九号まで並びに第十号ロ、ハ、ホ、ヘ及びワの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を適切な頻度で測定し、かつ、記録すること。

二 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上測定し、かつ、記録すること。

(氏名の変更等の届出)

第二十一条 条例第十七条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設氏名等変更(廃止)届出書(様式第九)によりしなければならない。

(承継の届出)

第二十二条 条例第十八条第三項の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設承継届出書(様式第十)によりしなければならない。

(施設管理者の資格)

第二十三条 条例第二十条第四項の規則で定める資格は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者

二 省令第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者

(特定産業廃棄物)

第二十四条 条例第二十二条第一項の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

一 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物であるものを除く。)

二 廃タイヤ

(保管の届出)

第二十五条 条例第二十二条第一項の規定による届出は、保管を開始しようとする日の十四日前までに、特定産業廃棄物保管届出書(様式第十一)によりしなければならない。

2 条例第二十二条第一項第三号の規則で定める事項は、保管開始予定年月日及び保管終了予定年月日とする。

3 第一項の特定産業廃棄物保管届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定産業廃棄物を保管する場所の付近の見取図

二 特定産業廃棄物を保管する場所の平面図

(条例第二十二条第二項第二号の規則で定める面積)

第二十六条 条例第二十二条第二項第二号の規則で定める面積は、百平方メートルとする。

(氏名の変更等の届出)

第二十七条 条例第二十三条の規定による届出は、特定産業廃棄物保管変更(廃止)届出書(様式第十二)によりなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第二十八条 条例第二十六条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式による。

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成十五年名古屋市条例第六十八号）	規定の全部（条例第九条の規定にあつては、当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が名古屋市の区域内である場合に限る。）
豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十八年豊橋市条例第二十二号）	第九条（当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が豊橋市の区域内である場合に限る。）
一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（令和二年一宮市条例第六十三号）	第九条（当該説明会に関する法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。以下「産業廃棄物処理施設の設置等の許可」という。）に係る施設の設置の場所が一宮市の区域内である場合に限る。）
瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年瀬戸市条例第十二号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が瀬戸市の区域内である場合に限る。）
半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十六年半田市条例第六号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が半田市の区域内である場合に限る。）
春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年春日井市条例第三十号）	第九条（当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が春日井市の区域内である場合に限る。）
津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例（令和六年津島市条例第二号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が津島市の区域内である場合に限る。）
豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成十八年豊田市条例第五号）	規定の全部（条例第九条の規定にあつては、当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が豊田市の区域内である場合に限る。）
西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成三十一年西尾市条例第四号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が西尾市の区域内である場合に限る。）
犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十七年犬山市条例第四十三号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が犬山市の区域内である場合に限る。）
稲沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協	第九条（当該説明会に関する産業廃棄

議等に関する条例（令和元年稲沢市条例第十三号）	物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が稲沢市の区域内である場合に限る。）
新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年新城市条例第五十三号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が新城市の区域内である場合に限る。）
愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例（平成二十七年愛西市条例第三十九号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が愛西市の区域内である場合に限る。）
東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例（平成二十一年東浦町条例第十二号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が東浦町の区域内である場合に限る。）
美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十五年美浜町条例第二十九号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が美浜町の区域内である場合に限る。）
武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十四年武豊町条例第十号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が武豊町の区域内である場合に限る。）
設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年設楽町条例第十七号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が設楽町の区域内である場合に限る。）
東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十七年東栄町条例第一号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が東栄町の区域内である場合に限る。）
豊根村産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十九年豊根村条例第十五号）	第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が豊根村の区域内である場合に限る。）

（書類の経由）

第三十条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める東三河総局又は県民事務所の長を経由して提出しなければならない。

- 一 第四条第一項、第六条及び第八条に規定する書類 当該県外産業廃棄物の処分を行う施設の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長
- 二 第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する書類 当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長
- 三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十一条及び第二十二条に規定する書類 当該小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長
- 四 第二十五条第一項及び第二十七条に規定する書類 当該特定産業廃棄物の保管の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に設置されている小規模産業廃棄物焼却施設（以下「既存小規模産業廃棄物焼却施設」という。）については、第十九条第一項第五号ロ(2)の規定は、適用しない。
- 3 既存小規模産業廃棄物焼却施設については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成十六年九月三十日までの間は、第十九条第一項の規定は、適用しない。
- 4 平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日までの間における既存小規模産業廃棄物焼却施設の構造に関する技術上の基準については、第十九条第一項中「次のとおり」とあるのは、「第一号から第四号まで、第五号ロ(1)及び(3)から(5)まで、ハ並びにリ並びに第六号から第八号までのとおり」とする。
- 5 既存小規模産業廃棄物焼却施設（一時間当たりの処理能力が百五十キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が一・五平方メートル未満のものを除く。次項において同じ。）については、施行日から平成十六年九月三十日までの間は、第二十条第一項第十号及び第十一号の規定は、適用しない。
- 6 平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日までの間における既存小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理に関する技術上の基準については、第二十条第一項中「次のとおり」とあるのは、「第一号から第九号まで、第十号イからトまで、又、ワからタまで及びソからナまで並びに第十一号のとおりと」とする。
- 7 既存小規模産業廃棄物焼却施設（一時間当たりの処理能力が百五十キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が一・五平方メートル未満のものに限る。）については、施行日から平成十六年九月三十日までの間は、第二十条の規定は、適用しない。

附 則（平成十六年六月二十九日規則第五十六号）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、様式第十三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年六月十六日規則第六十六号）

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第二十九条の表豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十三年豊田市条例第三十三号）の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第三十四号抄）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月二十五日規則第四十五号）

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日規則第二十一号）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

- 2 改正後の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則第二十五条第一項の規定は、この規則の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に開始しようとする保管に係る廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号）第二十二條第一項の規定による届出について適用し、同日前に開始しようとする保管に係る同項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月二十七日規則第十一号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月十八日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の表豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成十八年豊田市条例第五号）の項の次に一項を加える改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の表新城市産業廃棄物等関連施設の設置

に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年新城市条例第五十三号）の項の次に一項を加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月八日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年七月三十一日規則第五十五号）

1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号）第七条第一項に規定する県内産業廃棄物の運搬又は処分を同条例第二条第三号に規定する産業廃棄物処理業者に委託している場合における改正後の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則第三条第二項の規定の適用については、同項中「当該委託の期間」とあるのは、「当該委託の期間（平成三十年十月一日以後の期間に限る。）」とする。

3 この規則の施行の日前に行われた廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第七条第一項の規定による確認に係る記録については、改正後の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則第三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年四月二十六日規則第四十五号）

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日規則第十九号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十六号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二十八日規則第四十三号）

この規則は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第三条第三項第二号イの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年一月三十一日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

2 愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成十一年愛知県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）